資本費の報告

④ 工事費（注12）	□,□□□,□□□万円（税抜き）	基礎工事 □□□,□□□万円（税抜き） 据付工事 □□□,□□□万円（税抜き） 電気配管工事 □□□,□□□万円（税抜き） 附帯工事 □□□,□□□万円（税抜き） その他（　　） □□□,□□□万円（税抜き）
⑤ 接続費（注13）	□,□□□,□□□万円（税抜き）	電源線 □□□,□□□万円（税抜き） 遮断機敷設費 □□□,□□□万円（税抜き） 計量器 □□□,□□□万円（税抜き） その他（　　） □□□,□□□万円（税抜き）
⑥ 値引き（注14）	□,□□□,□□□万円（税抜き）	
⑦ その他（注15）	□,□□□,□□□万円（税抜き）	（　　） □□□,□□□万円（税抜き） （　　） □□□,□□□万円（税抜き）
合計	□,□□□,□□□万円（税抜き）	（①＋②＋③＋④＋⑤－⑥＋⑦）

（国または地方自治体より補助金等を受給して設置した場合、以下項目を記載）
補助事業名（　　）　補助主体（市町村名等）
補助金額 □,□□□,□□□万円（税抜き）　（　　）

【備考】

設置期間情報

事前調査	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月
基本設計	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月
実施設計	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月
土地造成	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月
基礎工事	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月
据付・電気配管・附帯工事	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月
接続に関する工事	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月
総期間	西暦□□□□年□□月	西暦□□□□年□□月	計□□ヶ月

運転維持費情報（注11）（注16）

対象期間（注17）　西暦□□□□年□□月 ～ 西暦□□□□年□□月

① 土地等賃借料（注18）	□□,□□□万円/年（税抜き）	（概要、内訳等）
② 修繕費（注19）	□□,□□□万円/年（税抜き）	（概要、内訳等）
③ 諸費（注20）	□□,□□□万円/年（税抜き）	（概要、内訳等）
④ 一般管理費（注21）	□□,□□□万円/年（税抜き）	（概要、内訳等）
⑤ 人件費（注22）	□□,□□□万円/年（税抜き）	（概要、内訳等）
⑥ 法人事業税・固定資産税	□□,□□□万円/年	
⑦ 保険料	□□,□□□万円/年（税抜き）	（概要、内訳等）
⑧ その他（注15）	□□,□□□万円/年（税抜き）	（　　） □□□,□□□万円（税抜き） （　　） □□□,□□□万円（税抜き）
合計	□□,□□□万円/年（税抜き）	（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）

運転実績情報

年間発電量 □,□□□,□□□,□□□kWh／年
年間売電量 □,□□□,□□□,□□□kWh／年
所内率（注23） □□.□%　備考（　　）
※計量期間　西暦□□□□年□□月 ～ 西暦□□□□年□□月

（注01）認定発電設備の発電事業者が報告すること。
（注02）届出書を提出する担当地方局は次の記号にて記載すること。（認定申請時と同一の地方局）
A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、E：近畿経済産業局、
F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、I：内閣府沖縄総合事務局
（注03）「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」の記載内容に関する照会等に際して実務を担当する者の連絡先を記載すること。
（注04）全ての費用について、消費税抜きで記載すること（万円以下は四捨五入）。また、一括発注、一括施工の場合であっても、受注元に確認の上、
各項目の内訳について記載すること。また、提出設備数が複数となる場合 には、設備毎に様式を作成すること。
また、実際に 再生可能エネルギー発電設備及びその附属設備の設置等のために支払った費用を記載すること（販売店等からの割引を受けた際は、
当該割引分を反映した価格を記載すること）。
（注05）土地に係る所有権・地上権取得・貸借権取得等に係る契約書の締結日、若しくは契約日不明の場合は登記の日を記載すること。
（注06）将来の当該設備の撤去に要する費用について、想定している額がある場合は記載すること。
（注07）設備導入に必要な機械装置等の設計費を記載すること。
（注08）設備導入に必要な機械装置等の購入、製造等に必要な経費を記載すること。
（注09）設備の仕様が複数ある場合は、型式番号ごとにそれぞれ記入すること。また、原則として、メーカー、型式番号等がわかる納品関連書類を別途提出すること。
（注10）モジュールの調達に係る発注請書の発行日、又は契約書の締結日を記載すること。
（注11）敷地を造成する際に要した費用を記載。屋根置きの場合や、従前より整地されていた土地の場合など、土地造成を要しなかった場合は記載不要。
（注12）土地造成、系統接続に関する工事費は除く。
（注13）当該発電所から電気事業者の電気工作物までの電源線、及び接続に関する工事費等を記載すること。
「電力会社負担金」として支出している場合は、その内訳について、項目毎に記載すること。
（注14）値引き額を記載
（注15）建設段階の保険料等、その他の費用がある場合は、その費目ごとに金額を記載すること。
（注16）初回の「再生可能エネルギー発電設備設置・運転費用年報」提出から1年間における、当該認定発電設備の年間の運転に要した費用の内容を記載すること。
また、外部委託等で、一括計上される場合も、その内訳について項目毎に記載すること。
（注17）運転維持費の報告対象となる期間（原則1年間）の期初月と期末月を記載すること。
（注18）借地や他人所有の屋根に設置する際に実際の賃借料として支払った金額等を記載すること。
（注19）設備の修繕や保守に支払った金額を記載すること。
（注20）セキュリティに関する費用等について記載すること。
（注21）行政機関への申請費や、事務所経費等について記載すること（人件費を除く）。
（注22）電気主任技術者や、保守要員等に支払った金額を、その内訳毎に記載すること。
（注23）発電量全体に占める発電設備自体で使用する電力量（所内消費量）の割合を指す。
※ 発電した電力を専用線により全量売電している場合においては、「発電量－売電量＝所内消費量」となる。
※ 発電設備以外で自家消費して余剰電力を売電する場合など、所内消費の測定が困難な場合においては、発電に
必要な設備の消費電力から計算上の所内消費量を求めて所内率を算出するなど、備考欄に計算方法を示した上で、
分かる範囲内で記載すること。
※ 発電量は、積算電力計を設置して積算することが望ましいが、出力モニターやパワーコンディショナー等で測定することも可能

備考

・ 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
・ 氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
・ 各費用項目について、証拠書類の提出は不要。ただし、実際に支払った費用とは異なる費用が記載された際は、虚偽の
報告をしたものとみなし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法及び下位法令に基づき、
認定の取り消しもありうる点、あらかじめ 留意すること。